

(仮称) 新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子 (案)

1 趣旨

この法施行条例は、法の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

2 用語

この法施行条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によります。

3 開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料の額は、現行同様、無料とします。なお、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、現行同様、請求者にご負担いただきます。

4 開示決定等の期限等

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の期限は、法の規定（請求があった日から30日以内）より短縮し、現行同様の期限（請求があった日から15日以内）とします。

5 個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成等

個人情報ファイル簿の作成・公表の規定に加えて、現行同様に、個人情報業務登録簿の作成・閲覧の規定を設けます。

6 地方公共団体に置く審議会等への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには、新宿区情報公開・個人情報保護審議会に諮問をすることができます。

※新宿区では、個人情報の適正な取扱いに関して、必要であると認めるときには、個人情報保護委員会に助言等を求めることができ、また、特に必要であると認めるときには、新宿区情報公開・個人情報保護審議会に諮ることができる。